

ごみ分別スクール動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

ごみ分別スクール動画制作業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、発注者という。）が行うごみ分別スクール動画制作業務委託に当たり、受注者が守らなければならない業務に関する事項を示すものである。

3 履行場所

発注者が指定する場所

4 業務目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「ごみ分別スクール」の代替ツールとして動画を制作し、学校教育において活用する。

なお「ごみ分別スクール」とは、市立小学校の4年生を対象に、3Rについて社会科の授業と連動した体験学習を行い、ごみの分別を実践する意識を醸成するとともに、児童を介して、家庭にも3Rの考え方を浸透させることで、将来にわたり、ごみの減量効果を図ることを目的とするものである。

5 委託期間

契約締結の翌日から令和2年11月27日(金)まで

6 委託業務の内容

小学4年生向けの動画制作に係る一連の業務（シナリオ制作、撮影、編集、肖像権・著作権処理、成果品の制作等）を行う。

(1) 業務実施に当たっての前提条件

業務実施に当たっては、千葉市発行「千葉市環境教育教材（小学生版）」（ちばキッズ エコエコ大作戦'20～'22）（以下、環境教育教材という。）のP25～32の内容をよく理解すること。掲載先は下記のとおり。

掲載先

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/kankyokyouiku.html>

(2) テーマ及びターゲット

小学4年生に、千葉市のごみ出しのルール、清掃工場でのごみの流れ、3Rの考え方等について、興味を持ち、それらの必要性について正しい知識を身に付けてもらう。

(3) 動画の仕様

ア 映像時間

30分程度とするが、必要に応じて発注者と協議すること。配分はイに示す項目 a・d・e・f 及び b・c でそれぞれ15分程度とすること。

イ 構成、内容

(ア)環境教育教材を参考に、学校教育のコンテンツとしてふさわしい構成とし、現場で働く人の様子が伝わるようにすること。なお構成には、以下の項目を

取り扱うことを必須とするが、項目の順番は指定しない。

- a ごみ分別の方法
 - ・ ごみを出すときのルール
 - ・ ごみや資源物の出し方
- b 清掃工場でのごみの流れ
- c 新浜リサイクルセンターでのごみや資源物の流れ、資源物のリサイクルのゆくえ
- d ごみが増えるとどうなるか
 - ・ 千葉市のごみの量（具体的な数値の使用はできるだけ避ける）
 - ・ ごみが増えるとどうなるか
- e 3Rについて
 - ・ 3Rの定義とその具体例
- f その他
 - ・ 給食残渣のリサイクル

(イ)進行は演者による紹介またはナレーションのいずれかを必須とする。

(ウ)映像ディスクについては、メニュー画面から始まり、項目ごとにチャプターに分け、任意に再生、または全再生できるようにすること。

ウ 「千葉市ごみ削減キャラクターへらそうくん」の使用について

動画内で「千葉市ごみ削減キャラクターへらそうくん（以下、へらそうくんという。）」を使用すること。活用方法は指定しないが、「へらそうくんマニュアル」に示す事項を遵守すること。マニュアル掲載先は下記のとおり。

掲載先

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/herasoukun.html>

(ア)へらそうくんの着ぐるみについて

着ぐるみを使用する場合は、契約締結後、『ごみ削減キャラクター「へらそうくん」着ぐるみ借用申請書』（様式第3号）を借用開始日の10日前までに提出し、使用承認書（様式第4号）による、発注者の承認を受けること。

着ぐるみの寸法は縦188cm×横165cm、演者の適正身長は165cm程度。

(イ)へらそうくんのイラストについて

『ごみ削減キャラクター「へらそうくん」使用申請書』（様式第1号）を提出し、使用承認書（様式第2号）による、発注者の承認を受けること。

縦横の比率及び色は別添のイラストに準じること。ただし、ポーズの変更やアニメーションへの利用など、発注者が認める場合はその限りではない。

(4) シナリオ制作業務

ア 構想打合せ

業務目的を踏まえ、発注者と動画の基本構成等について打合せを行うこと。

イ シナリオの制作

打合せの協議内容を踏まえ、動画の進行シナリオ及び絵コンテを制作すること。

制作後、発注者と内容確認及び調整を行うこと。

(5) 撮影業務

発注者及び各施設等と日程を調整の上、下見や打合せを行い、撮影する。撮影日数は

全体で3日を目安とする。主な撮影場所（予定）は以下のとおり。

- ・ 新港清掃工場（千葉市美浜区新港 226-1）
- ・ 新浜リサイクルセンター（千葉市中央区新浜町 4 番地）
- ・ 市内ごみステーション（契約締結後、発注者が指定する場所）
- ・ 市内小学校及び給食残渣再資源化施設（契約締結後、発注者が指定する場所）
- ・ その他発注者が指定する場所

（6）編集業務

学校教育用コンテンツであることを踏まえ、上記（5）で撮影した動画にイラスト・キャラクター・テロップ・BGM・ナレーション等を付加するなど、児童が関心を持って視聴でき、かつ魅力的な内容となるよう編集すること。

また、継続して映像を使用することや、動画配信を行うことを前提とし、出演者・協力者の肖像権、音楽等の著作権に係る調整を行うこと。

（7）校正業務（3回）

ア 校正打合せ

動画完成までの過程において、修正に係る打合せを十分に行うこと。

イ 1回目校正動画の確認及び修正

上記アの打ち合わせを踏まえた修正等の結果を発注者（廃棄物対策課及び各施設等の関係課担当者等）が確認し、再度修正及び調整が必要となった場合、適宜、電話やメール等によって摺り合わせを行うこと。

ウ 2回目校正動画の最終確認

上記ア及びイにおける指摘項目が適切に反映されているか最終確認を行うこと。テロップなどの誤字脱字等の軽微な修正には確実に対応すること。

（8）実施体制等

ア ディレクター、カメラマン、音声担当等、制作に従事する主たる責任者及び作業者は、映像制作の実績を有すること。

イ 業務に当たるものに欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

7 成果品等

制作する動画や静止画等の電子データを、発注者に提出すること。なお、納品する成果品については下記の点に留意すること。

（1）成果品

ア 映像ディスク（NTSC方式、DVD-Rに納品） 130枚

プラスチックケースに入れ、ケースにタイトルと撮影時の写真等の装丁を貼付すること。また、コピーガードはかけないこと。

イ Web掲載及びPC再生が可能なフォーマットの動画データ

本動画はYouTubeの本市公式アカウント（千葉市チャンネル）にも掲載するため、パソコンだけではなく、携帯電話やスマートフォン等のモバイル端末でも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。

ウ 静止画形式等の電子データ一式（DVD-R等に納品）

エ シナリオ原稿

(2) 納品場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所本庁舎 4 階
千葉市廃棄物対策課

(3) 納品期限

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金)

8 その他運営上の要件

(1) 契約後の業務

プロポーザルは、受注者の特定を目的に実施するものであり、契約後 1 4 日以内に設計図書に基づいて作業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 情報の提供

発注者は契約締結後に、必要に応じてデータ等を受注者に開示できるものとし、受注者はこれを活用できるものとする。

9 権利関係

(1) 本業務による成果物の取り扱い

ア 本業務の履行に係る成果物（映像、印刷物等）の所有権はすべて発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を利用する場合には、受注者が使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

10 その他の留意事項

(1) 作業の実施に当たっては、発注者と十分に協議の上行うこと。

(2) 発注者との円滑、迅速な業務遂行を行える体制を取ること。

(3) 成果品の内容が不適切と認められる場合、再提出を求める場合がある。

(4) 業務の遂行について、発注者の求めにより随時報告をすること。

(5) コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。

(6) その他、本仕様書に記載されていない事項又は不測の事態への対応については、発注者と協議の上決定すること。

(7) 再委託は原則禁止する。ただし、受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が得られる場合には、あらかじめ発注者の承認を得た上で再委託することができるものとする。

(8) 発注者と受注者は、必要に応じて本事業に関する打ち合わせを行うとともに、内容等に疑義が生じた場合は速やかに両者協議のうえ対応を決定すること。